

事後調査の結果

調査項目 自然との触れ合い活動の場

予測した事項 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度

自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

1 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

2 調査手法

2.1 調査事項

① 予測した事項

- ・ 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度
- ・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

② 予測条件の状況

- ・ 施工計画の状況

③ 環境保全のための措置の実施状況

2.2 調査時点及び調査期間

① 予測した事項

ア 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度

工事の施行中の平成30年1月～平成31年1月とした。

なお、工事着手後の平成29年7月～12月の状況については、「事後調査報告書（工事の施行中その1）」（平成30年7月提出）で報告済みであるため、本調査はそれ以降の期間を対象とした。

イ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

「2.2 ① ア自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度」と同様とした。

② 予測条件の状況

ア 施工計画の状況

「2.2 ① ア自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度」と同様とした。

③ 環境保全のための措置の実施状況

工事の施行中の随時とした。

2.3 調査地点

① 予測した事項

ア 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度

計画地及びその周辺とした。

イ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

計画地及びその周辺とした。

② 予測条件の状況

ア 施工計画の状況

計画地及びその周辺とした。

③ 環境保全のための措置の実施状況

計画地及びその周辺とした。

2.4 調査方法

① 予測した事項

ア 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度

現地調査（写真撮影等）及び関係資料の整理による方法とした。

イ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

現地調査（写真撮影等）及び関係資料の整理による方法とした。

② 予測条件の状況

ア 施工計画の状況

現地調査（写真撮影等）及び関係資料の整理による方法とした。

③ 環境保全のための措置の実施状況

現地調査（写真撮影等）及び関係資料の整理による方法とした。

3 調査結果

3.1 事後調査の結果の内容

① 予測した事項

ア 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度

フットパスコースの一部が計画地内に含まれているため、本工事の着手に伴い計画地内のフットパスコースは利用できなくなったが、フットパスコース上に案内看板や通行止めの標識を設置し、迂回ルートの周知を行った（図5-(1)、写真5-(1)参照）。

なお、本事業では、計画地内の工事着手前と類似した樹林地内にフットパスコースの代替ルートを整備する計画としている。代替ルートは新設の工事に合わせて整備することから、工事の施行中の約4年間（工事開始1～54ヶ月目まで）は計画地内のルートは利用できなくなるが、代替ルートの整備後（工事開始55ヶ月目以降）には現状と類似した機能を持つフットパスコース（自然との触れ合い活動の場）が確保されることとなる。

イ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

フットパスコースと工事用車両の走行経路が重複する区間（図5-(1)参照）があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であるとともに、利用経路に支障を与えることがないよう、本工事の着手に伴い工事用車両の出入口には交通整理員を配置（写真5-(2)参照）し、また、フットパスコース上に案内看板や通行止めの標識を設置することで、迂回ルートの周知を行った（写真5-(1)参照）。

② 予測条件の状況

ア 施工計画の状況

本工事に伴い、フットパスコースの出入口を閉鎖し、工事関係者以外の立ち入りを禁止したうえで、平成29年7月から工事に着手し、調査期間である平成30年1月から平成31年1月までの間は、既存管理棟等解体工事、造成工事、山留工事、杭工事及び掘削工事を行った。

③ 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表5-(1)に示すとおりである。

また、平成30年1月から平成31年1月において、自然との触れ合い活動の場（フットパスコースの利用等）についての苦情はなかった。

表5-(1) 環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載事項	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施行中（工事開始1～48ヶ月目まで）は案内看板の設置などにより、フットパスコースの迂回ルートの周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事にあたり計画地内のフットパスコースを改変するため、フットパスコース上に案内看板や通行止めの標識を設置し、迂回ルートの周知を行っている。（図5-(1)、写真5-(1)参照）
<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両出入口に交通誘導員を配置し、フットパスコースの利用経路に支障を与えないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の出入口に交通整理員を配置している（図5-(1)、写真5-(2)参照）。

注) 調査期間：平成30年1月～平成31年1月

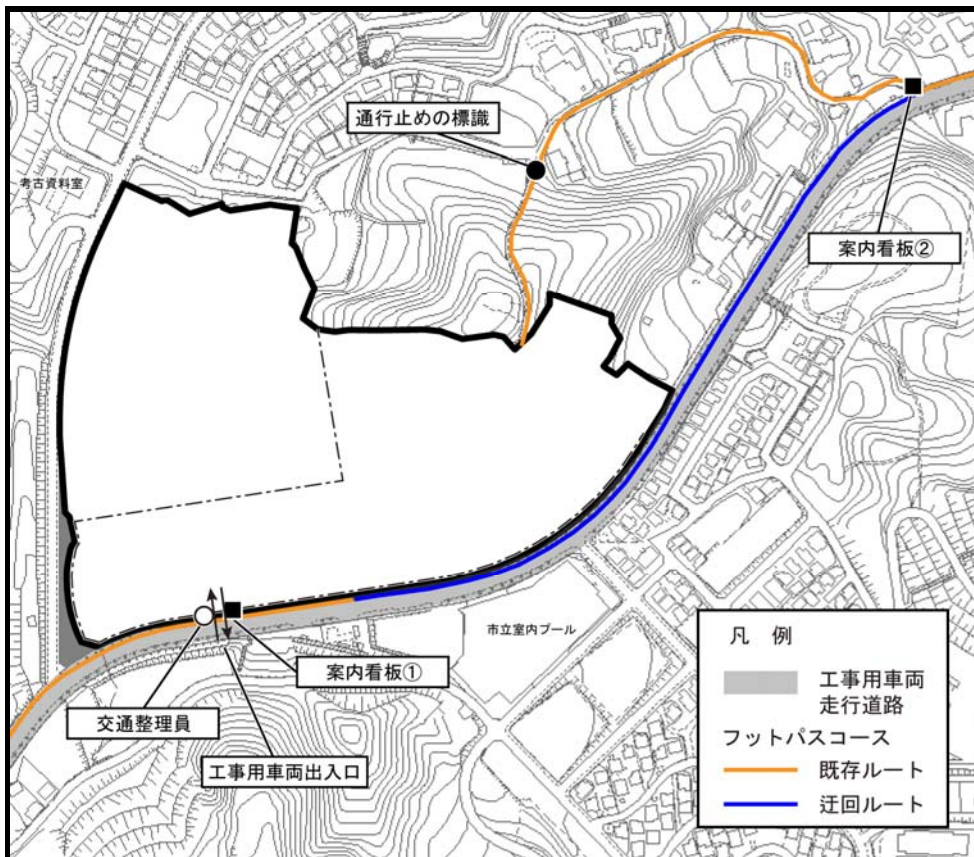


図5-(1) 工事の施行中におけるフットパスコース配置図並びに、工事用車両走行経路、フットパスコースの案内看板等の設置位置、交通整理員の配置位置



案内看板① (平成31年 1月)



案内看板② (平成31年 1月)



通行止めの標識 (平成31年 1月)

写真5-(1) フットパスコースの案内看板等の設置状況



写真5-(2) 交通整理員の配置状況

3.2 評価書の予測結果と事後調査結果との比較検討

① 予測した事項

ア 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度

フットパスコースの一部が計画地内に含まれているため、本工事の着手に伴い計画地内のフットパスコースは利用できなくなったが、評価書の予測結果に記載したとおり、フットパスコース上に案内看板や通行止めの標識を設置し、迂回ルートの周知を行っている。

なお、本事業では、計画地内の工事着手前と類似した樹林地内にフットパスコースの代替ルートを整備する計画としている。代替ルートは新施設の工事に合わせて整備することから、工事の施行中の約4年間（工事開始1～54ヶ月目まで）は計画地内のルートは利用できなくなるが、代替ルートの整備後（工事開始55ヶ月目以降）には現状と類似した機能を持つフットパスコース（自然との触れ合い活動の場）が確保されることとなる。

したがって、工事の施行中においては、自然との触れ合い活動の場の持つ機能を確保するための措置を講じていると考える。

イ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

フットパスコースと工事用車両の走行経路が重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であるとともに、評価書の予測結果に記載したとおり、利用経路に支障を与えることがないように、本工事の着手に伴い工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、また、フットパスコース上に案内看板や通行止めの標識を設置し、迂回ルートの周知を行っている。

したがって、工事の施行中においては、自然との触れ合い活動の場（フットパスコース）までの利用経路に支障を与えない措置を講じていると考える。